

家計調査《貯蓄・負債編》の概要

I 調査の概要

家計調査は、全国のすべての世帯（学生の単身世帯を除く。）を対象として家計収支の調査を行い、都市別、地域別、収入階級別、そのほか世帯の特性による集計結果によって、国民生活の実態を毎月明らかにし、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を得ることを目的としている。

家計調査は、国が行う重要な統計調査であり、平成20年は統計法（昭和22年法律第18号）の規定に基づく指定統計第56号を作成するための調査として、家計調査規則（昭和50年総理府令第71号）に従って実施された。

世帯における貯蓄・負債の状況については、平成12年まで家計調査の附帯調査として毎年実施した「貯蓄動向調査」において把握してきた。しかし、近年の消費動向を分析する上で、貯蓄及び負債の保有状況と関連させた家計収支の実態を明らかにする必要があるとの要請が高まってきた。そのため、平成14年1月から貯蓄動向調査を家計調査に統合し、二人以上の世帯における貯蓄及び負債の状況についても家計調査において把握することとなった。また、これに併せて、単身世帯を対象として実施していた「単身世帯収支調査」についても家計調査に統合している。

家計調査の報告書は平成17年から2分冊となっている（14年から16年までは3分冊）。本書は貯蓄及び負債に関する結果であり、家計収支の詳細に関しては別冊の「家計調査年報《I 家計収支編》」を参照のこと。

1 調査の対象

家計調査は学生の単身世帯を除いた全国の世帯について行っている。なお、次に掲げる世帯等は世帯としての収入と支出を正確に計ることが難しいことなどの理由から、調査を行っていない。

- (1) 料理飲食店、旅館又は下宿屋（寄宿舎を含む。）を営む併用住宅の世帯
- (2) 賄い付きの同居人がいる世帯
- (3) 住み込みの営業使用人が4人以上いる世帯
- (4) 世帯主が長期間（3か月以上）不在の世帯
- (5) 外国人世帯

2 調査世帯の選定

標本設計の資料としては、平成17年国勢調査の結果を用いた。

(1) 抽出単位

調査世帯の抽出には、層化3段抽出法を用いた。第1次抽出単位として市町村、第2次抽出単位として調査単位区（原則として、平成17年国勢調査のために設定された調査単位区で、隣接する2調査単位区を1調査単位区とする。以下「単位区」という。）、第3次抽出単位として世帯をとった。

(2) 調査市町村の選定

全国を168層（昭和52年12月以前は170層）に分け、単身世帯を除く一般世帯の数に比例した確率比例抽出によって

各層から1市町村を選定した。

層別の方法は、次のとおりである。各都道府県庁所在市、川崎市、浜松市、堺市及び北九州市については、それぞれを1層とした。それ以外の人口5万以上の市については、次の基準によって75層に分割した。

- ア 地方……北海道（北海道）、東北（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）、関東（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）、北陸（新潟県、富山県、石川県、福井県）、東海（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）、近畿（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）、中国（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）、四国（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）、九州（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）、沖縄（沖縄県）の10地方
- イ 都市階級……政令指定都市及び東京都区部を除く人口15万以上の市（中都市）、人口5万以上15万未満の市（小都市A）の2階級
- ウ 人口集中地区人口比率
- エ 人口増減率（平成12年から17年までの5年間の人口増減率）
- オ 産業的特色（就業者総数に占める第1次及び第2次産業の就業者数の割合）
- カ 世帯主が65歳以上の世帯数比率

また、人口5万未満の市及び町村については、まず地方によって10地域に区分した後、さらに地理的位置（海沿い、山地等）、世帯主が65歳以上の世帯数比率によって、42層に分けた。

昭和37年7月の拡大改正時には、昭和35年国勢調査の結果に基づいて層の設定を行ったが、その後の人口の移動、市町村の廃置分合、都市階級の変更などを補正するため、43年、47年、53年、58年、63年、平成5年、10年、15年及び20年の9度にわたり国勢調査の結果などを用いて層の一部修正を行っており、昭和53年以降の層の数、すなわち調査市町村数は168となっている。

(3) 調査市町村の交替

家計調査の調査市町村については、昭和37年7月の拡大改正以来しばらくの間は固定して調査してきたが、41年からは、定期的に町村の交替を行うこととした。なお、調査市は原則として固定している。

平成20年の標本改正については、「7 標本改正の概要（平成20年）」（p. 273）を参照のこと。

(4) 調査世帯数の決定及び配分

調査世帯数の決定及び調査市町村への配分は、次に示す結果利用上の観点、実査上の制約を考慮して行われた。

表 1 調査世帯数の割当て

地 域	調査市 町村数	二 人 以 上 の 世 帯		単 身 世 帯
		調 査 世 帯 数	抽 出 率	調 査 世 帯 数
全 国	168	8,076	—	745
人 口 5 万 以 上 の 市	126	7,572	—	631
東 京 都 区 部	1	408	1/5,390	34
17 大 都 市	17	1,788	1/2,028 ~ 1/6,993	149
都 道 府 県 庁 所 在 市 (大 都 市 を 除 く。)	33	3,240	1/489 ~ 1/1,912	270
上 記 以 外	75	2,136	1/1,245 ~ 1/13,885	178
人 口 5 万 未 満 の 市 及 び 町 村	42	504	1/1,541 ~ 1/17,353	42
単 身 の 寮 ・ 寄 宿 舎	11	—	—	72

<結果利用上の観点>

- ア 全国平均及び世帯階層別（所得階層別、職業別など）月別増減率や、都市階級別平均及び地方別平均の年平均増減率について、利用上支障のない精度を確保すること。
- イ 都道府県庁所在市別平均の年平均増減率について、利用上支障のない精度を確保すること。

<実査上の制約>

○二人以上の世帯

- ア 1調査員が2単位区、12世帯を調査する。
- イ 調査世帯は6か月間調査され、7か月目に他の世帯と交替するが、その交替は1単位区、6世帯を単位として行われ、全国で毎月6分の1ずつ行う。調査世帯数は8,076世帯とし、その調査市町村への配分は、原則として、表1のように行った。都道府県庁所在市については結果表利用上の観点から最低96世帯を配分した。調査市町村については、「付録1 調査市町村別調査世帯数、調整係数（二人以上の世帯）」(p.282)を参照のこと。

なお、沖縄県については、経済開発施策等の基礎資料に用いるため、一つの地方として結果表章する必要があるので、抽出率を他都道府県より高くし、276世帯を選定してある。

○単身世帯

- ア 1調査員が受け持つ二人以上の世帯の2単位区の中から、1世帯を調査する。
- イ 調査世帯は3か月間調査され、4か月目に他の世帯と交替するが、その交替は全国で毎月3分の1ずつ行う。
- ウ このほか、若年単身世帯のよりの確な把握に資するため、寮・寄宿舍単位区を全国で12単位区設定し、それぞれの単位区から6世帯を無作為に選定する。一つの寮・寄宿舍は、6世帯が3か月間調査され、4か月目に他の世帯と交替する。

調査世帯は一般単位区が673世帯、寮・寄宿舍単位区が72世帯の計745世帯である。

(5) 調査単位区の設定と交替

まず、調査市町村内の全域（平成17年国勢調査調査区のうち、特別調査区<特別な施設のある地域等>、水面調査区<水上生活者がいる地域等>などを除く一般調査区全域）を、国勢調査調査区を単位として、当該市町村に配分された調査員の数と同数の地域に分割する。分割に当たっては、分割された各地域に含まれる調査対象世帯数がほぼ同数になるようにしている。分割された一つの地域が1調査員の担当する地域範囲となる。

分割した地域について、調査対象世帯数が1,500以上3,000未満になるように区分して複数のブロックを設定し、それらのブロックから1ブロックを任意抽出する。この抽出されたブロックから、一定の方法により二つの単位区を設定する。単位区は、1年に1回交替しブロック内で単位区の変替が終わった場合は、次のブロックに進み、単位区の変替を同様に行う。

(6) 調査世帯の設定と交替

○二人以上の世帯

調査員は、選定された単位区内を実地踏査して、単位区内に居住するすべての世帯をリストした「一般単位区世帯名簿」(p.291)を作成する。この名簿から、調査対象外の世帯を除外して、農林漁家世帯、勤労者世帯及び勤労者以外の世帯別に、「調査世帯抽出番号表（乱数表）」(p.291)を用い、調査世帯を選定する。なお、農林漁家世帯、勤労者世帯及び勤労者以外の世帯の割当世帯数は、単位区内の農林漁家世帯、勤労者世帯及び勤労者以外の世帯の数に比例して6世帯をあん分する。

調査世帯は6か月間調査され、7か月目に同一単位区内で他の世帯（調査世帯抽出番号表を用いて選定する。）と交替する。交替に先立って調査員は再度単位区内を実地踏査し単位区世帯名簿を補正する。1年間調査すると単位区を交替する。

○単身世帯

二人以上の世帯と同様に、調査員は「一般単位区世帯名簿」を作成する。この名簿から、調査対象外の世帯を除外して、「調査世帯抽出番号表(乱数表)」を用い、調査世帯を1世帯選定する。寮・寄宿舎は、そこに居住するすべての世帯をリストした「寮・寄宿舎単位区世帯名簿」を作成し、「調査世帯抽出番号表(乱数表)」を用いて、6世帯を選定する。

3 調査方法

(1) 調査の流れ

調査は、総務省統計局を実施部局として、次の流れにより行っている。

総務大臣—都道府県知事—統計調査員(指導員)—統計調査員(調査員)—調査世帯

(2) 調査期間

調査は毎月行う。二人以上の調査世帯は、原則として6か月間継続して調査され、毎月6分の1ずつが、順次、新たに選定された世帯と交替する。また、単位区は1年間調査され、毎月12分の1ずつが新たに選定された単位区と交替する。単身の調査世帯は、原則として3か月間継続して調査され、毎月3分の1ずつが、順次、新たに選定された世帯と交替する。

(3) 調査事項と調査方法

調査は、「世帯票」、「家計簿」、「年間収入調査票」及び「貯蓄等調査票」(二人以上の世帯のみ)の4種の調査票を用いて行う。

ア まず、調査を行う世帯の世帯員及び住居に関する事項を「世帯票」(p.288)によって、調査員が質問して調査する。

イ その後、6か月間(単身は3か月間)、勤労者世帯及び勤労者以外の世帯のうちの無職世帯については家計上の収入及び支出を、勤労者以外の世帯(無職世帯を除く。)については家計上の支出のみを、調査世帯が日々「家計簿」(p.287)に記入する。

記入は、品目ごとに、購入金額のみならず購入数量(二人以上の世帯のみ。なお、平成14年からの食料の数量は、記入開始1か月目のみ。)も記入する。購入数量は、総務省から配布された「はかり」を用いて量る。なお、家計簿は1か月を2期に分け、月2冊を調査世帯に配布し、半月ごとに調査員が収集する。

ウ 記入開始後1か月目の後半に調査世帯が自ら「年間収入調査票」(p.289)に記入することによって記入開始月を含む過去1年間の収入を調査する。

エ 二人以上の世帯について、記入開始3か月目の前半に調査世帯が自ら「貯蓄等調査票」(p.290)に記入することによって、貯蓄や負債の現在高等を調査する。

オ 調査をどうしても引き受けられない世帯の場合には、世帯員及び住居に関する事項と1か月間の家計費総額を「準調査世帯票」(p.289)によって調査員が質問して調査する。

4 集計方法

(1) 集計の手順

調査票は調査員が収集し、都道府県統計主管課で審査し

た後、総務省統計局に提出される。これを、独立行政法人統計センター(以下「統計センター」という。)で受付後、家計収支については、家計簿の1行1行の記入に対し「収支項目分類」に従って内容審査と同時に分類格付及び入力を行う。この収支項目分類の項目数は約550項目に上る。入力された調査票の内容は、統計センターの電子計算機によって集計される。貯蓄・負債については、貯蓄等調査票を光学式文字読取装置(OCR)により読み取り、集計される。

(2) 推定式

二人以上の世帯の家計収支、貯蓄及び負債の全国平均や地方別平均の結果については、市町村(層)別に調査世帯の抽出率が異なるため、まず、世帯数が母集団の大きさの489分の1になるように定められた市町村別調整係数を作成し、これに対して労働力調査の世帯分布結果(1年前の同じ月から始まる12か月分の平均)を基に地方(10区分)、世帯人員(4区分)別に調整係数の補正を行って推定している。

月平均の推定式は下式のとおりであり、年平均は月別結果の単純平均として算出する。なお、平成19年までの二人以上の世帯(農林漁家世帯を除く)の月別結果については、二人以上の世帯(農林漁家世帯を含む)の月別結果で用いる農林漁家世帯を含む世帯数を基に作成した市町村別調整係数とは別に、農林漁家世帯を除く世帯数を基に作成した市町村別調整係数を用いて推定している。

【式】二人以上の世帯

$$\bar{X} = \frac{\sum_i \sum_j \sum_k \sum_l X_{ijkl} \cdot \alpha_{ij} \left(\frac{N_{ij}}{P_{ij}} \right) \cdot C_{ik}}{\sum_i \sum_k W_{ik}}$$

$$C_{ik} = \frac{W_{ik}}{\sum_j \alpha_{ij} \left(\frac{N_{ij}}{P_{ij}} \right) \cdot P_{ijk}}$$

\bar{X} : ある品目の全国平均支出金額(二人以上の世帯)

X : " ある世帯での支出金額

α : 調整係数(調査市町村別)

N : 調査世帯数

P : 集計世帯数

C : 補正係数

W : 調査対象世帯数(二人以上の世帯、労働力調査の推定値)

i : 地方10区分

j : 調査市町村

k : 世帯人員4区分

l : 世帯(二人以上の世帯)

年間収入五分位階級別データの年平均値は、年間収入五分位階級別の月別結果を単純平均したものである。また、「世帯人員」、「有業人員」及び「世帯主の年齢」の年平均もそれぞれ月別結果の単純平均で求めている。

なお、中位数の計算に当たっては、金額が「0」の世帯は含めていない。

総世帯及び単身世帯の家計収支の推定式等については、別冊の「家計調査年報< I 家計収支編 >」を参照のこと。

(3) 推定に用いる数値

貯蓄及び負債額については、各調査世帯の調査開始3か月目の1日現在で調査する。前記(2)の推定に当たっては、この金額を調査期間中(6か月間)の当該世帯の貯蓄及び負債額としている。

(4) 推定値の標準誤差

毎月分の集計データを用いて、平成20年平均値に対する標準誤差の推計を行った結果は表2のとおりである。

表2 二人以上の世帯の貯蓄及び負債現在高の標準誤差率(%)

地方	貯蓄現在高	負債現在高	集計世帯数
全国	1.3	2.2	6,406
北海道	4.2	7.9	240
東北	4.3	7.6	667
関東	2.3	3.4	1,606
北陸	3.5	7.8	458
東海	4.2	6.2	620
近畿	3.4	6.3	860
中国	4.1	8.8	520
四国	5.8	10.8	414
九州	4.6	6.5	834
沖縄	15.8	17.4	188

$$(注) \text{標準誤差率} = \frac{\text{標準誤差}}{\text{標本平均値}} \times 100$$

5 結果表

(1) 概要

平成20年の結果は、「付録4結果表一覧」(p.292)に示しているとおおりである。貯蓄・負債編では貯蓄・負債現在高等の結果表のほか、貯蓄・負債現在高階級別に家計収支の用途分類のデータを集計した結果表もある。また、結果表は、四半期ごとに集計するものと、年1回だけ集計するものとに分けられる。

(2) 地域区分

結果表章で最小単位の地域区分は市町村であり、この市町村別の結果をまとめて、都市階級別、地方別及び大都市圏別の結果を集計している。

都市階級の分類基準は、次のとおりである。

- 大都市……………政令指定都市及び東京都区部
 - 札幌市, 仙台市, さいたま市, 千葉市,
 - 東京都区部, 横浜市, 川崎市, 新潟市,
 - 静岡市, 浜松市, 名古屋市, 京都市,
 - 大阪市, 堺市, 神戸市, 広島市,
 - 北九州市, 福岡市
- 中都市……………大都市を除く人口15万以上の市
- 小都市A……………人口5万以上15万未満の市

小都市B・町村…人口5万未満の市及び町村

また、「人口5万以上の市」とは、大都市、中都市及び小都市Aをまとめたものである。人口の大きさは平成17年国勢調査時のものである。ただし、二人以上の世帯では平成19年12月まで小都市B・町村を「小都市B」、「町村」として表章していた。

なお、調査市がどの都市階級に属しているかは、「付録1調査市町村別調査世帯数、調整係数(二人以上の世帯)」(p.282)に掲載されている。また、「付録5標準改正における変更点(平成20年)」(pp.293-295)も参照のこと。

地方の分類基準は次のとおりである。

- 北海道地方……………北海道
- 東北地方……………青森県, 岩手県, 宮城県, 秋田県, 山形県, 福島県
- 関東地方……………茨城県, 栃木県, 群馬県, 埼玉県, 千葉県, 東京都, 神奈川県, 山梨県, 長野県
- 北陸地方……………新潟県, 富山県, 石川県, 福井県
- 東海地方……………岐阜県, 静岡県, 愛知県, 三重県
- 近畿地方……………滋賀県, 京都府, 大阪府, 兵庫県, 奈良県, 和歌山県
- 中国地方……………鳥取県, 島根県, 岡山県, 広島県, 山口県
- 四国地方……………徳島県, 香川県, 愛媛県, 高知県
- 九州地方……………福岡県, 佐賀県, 長崎県, 熊本県, 大分県, 宮崎県, 鹿児島県
- 沖縄地方……………沖縄県

大都市圏は、平成17年国勢調査による通勤・通学人口を基に設定された大都市圏に属する市町村のうち、家計調査の対象市町村のデータをまとめたもので、関東大都市圏、中京大都市圏、京阪神大都市圏及び北九州・福岡大都市圏の4大都市圏が設けられている。各大都市圏に属する市町村については、「付録1調査市町村別調査世帯数、調整係数(二人以上の世帯)」(p.282)を参照のこと。

6 結果の公表

(1) 結果の種類

調査結果には、家計収支編と貯蓄・負債編の二つの大きな区分がある(貯蓄現在高階級別の収入と支出の集計は、貯蓄・負債編に区分される。)

家計収支編はさらに、総世帯、二人以上の世帯、単身世帯の3区分に分かれる。総世帯の結果は、家計調査のすべての調査対象(二人以上の世帯(農林漁家世帯を含む)と単身世帯)を統合した結果である。二人以上の世帯の結果は、平成12年からの系列で「農林漁家世帯を含む」結果と昭和38年から比較可能な「農林漁家世帯を除く」結果の2系列がある。ただし、平成20年から「農林漁家世帯を除く」結果を大幅に縮減した。

貯蓄・負債編は二人以上の世帯のみ調査・集計しており、「農林漁家世帯を含む」結果と「農林漁家世帯を除く」結果の2系列がある。ただし、平成20年から「農林漁家世帯を除く」結果を廃止した。

(2) 結果の公表時期及び刊行物

家計収支に関する調査の結果のうち、二人以上の世帯の結果については、原則として調査月翌月末に「速報」として公表し、「確報」は印刷物として公表する。また、総世帯及び単身世帯は、四半期結果として、四半期ごとの調査最終月の2か月後の中旬に、二人以上の世帯の四半期結果と同時に公表する。貯蓄・負債に関する調査の結果は、四半期結果として、四半期ごとの調査最終月の約5か月後に公表する。

刊行物としては、月別の二人以上の世帯の家計収支の結果を中心に収録する「家計調査報告（月報）」、総世帯、二人以上の世帯及び単身世帯の年平均の結果を収録する「家計調査年報Ⅰ 家計収支編」及び「家計調査年報Ⅱ 貯蓄・負債編」が刊行されている。

7 標本改正の概要（平成20年）

(1) 基本的な方針

平成20年標本改正は、調査結果の接続性及び実査上の問題を考慮し、以下の点について従来と同様とした。

ア 全国の層数は168、調査世帯数は8,076とし、各層から1市町村を抽出した。

イ 調査市町村の層化・抽出は「二人以上の世帯」の母集団情報を基に行った。

(2) 平成20年標本改正における変更点

ア 都道府県庁所在市以外で新たに政令指定都市となった浜松市及び堺市について、結果を月次で公表するため、必要となる調査世帯数を配分した。

イ 調査市町村を選定するための層化項目の一つである都市階級区分のうち、小都市B（人口5万未満の市）と町村を統合した（表1^注を参照）。

また、同区分別の配分世帯数、層数及び調査世帯数を変更した（表2^注を参照）。

(3) 調整係数の変更

今回の標本改正に伴う二人以上の世帯の調整係数の幅は、平成15年標本改正時よりも調整係数の最大値が小さくなり、調整係数の幅が縮小している。これにより、これまでに比べて、調査結果の安定化が見込まれる。

調整係数については、「付録1 調査市町村別調査世帯数、調整係数（二人以上の世帯）」（p.282）を参照のこと。

(4) 合併により地域が拡大した市に関する措置

市町村合併に伴い地域が拡大した調査市については、調査地域を合併後の地域とするため、平成23年までの間に調査単位区の抽出又は配置を順次見直すこととする。

(5) 調査市町村の変更

標本改正に伴い、平成20年1月から新たに調査を開始したのは31市町村である（表3^注を参照）。

また、平成19年12月時点の調査市町村のうち、20年1月以降も継続して調査する市町村の一部で、都市階級又は調査世帯数を変更した（表4^注を参照）。

(6) 調査単位区の変更

小都市Aと小都市Bについて、配分する調査世帯数を減らしたことにより、平成20年1月から調査単位区が減る市がある（表2^注を参照）。これらの市については、調査地域が偏らないように考慮し、調査を終了する単位区を選定した。また、平成20年1月から調査を開始した市町村については、地方及び都市階級内で毎月6分の1ずつ調査世帯が交替するように調査単位区を設定した。

注）表1～4については、「付録5 標本改正における変更点（平成20年）」（pp.293-295）を参照のこと。